

報告第10号

市長専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和元年12月19日提出

渋川市長 高 木 勉

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和元年10月15日午後2時10分ごろ、渋川市金井868番4地先市道1-5587号線において、XXXXXXXXXX氏運転の小型乗用車（XXXXXXXXXX所有者XXXXXXXXXX氏）が市道横断側溝の上を走行したところ、左前輪によりグレーチングが跳ね上がり、車両のフロントバンパー等を破損させたので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成26年12月11日議決）により、次のとおり専決処分する。

令和元年12月6日

渋川市長 高 木 勉

1 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 高 木 勉

乙 XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX

- (1) 甲は乙に対し、車両修理費579,425円、治療費12,105円及び燃料費3,800円、総額595,330円を支払う。
- (2) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

2 損害賠償額

595,330円